

危険物及びその他の化学工業品類内容証明書

事故発生時の連絡先
〒270-2214

スズキ機工株式会社

TEL047-385-5311 FAX047-385-5313

商品名	和文名	LSベルハンマーグリススプレー 420ML																														
	英文名	LS BELL HAMMER GREASE SPRAY 420ML																														
各種規則による危険物の分類	正式輸送品目名	和文名	エアゾール																													
		英文名	Aerosols,flammable,n.o.s																													
	製品名(化学名)		鉱物油とLPGから成る調製潤滑剤																													
	国連番号(UN No.)		UN1950																													
	容器等級		—																													
	危険物船舶運送		有害物質(エアゾール)																													
	IMO分類(IMDGコード)		クラス2、1引火性ガス(エアゾール)																													
	IATA危険物規則分類		第二分類ガス類、区分2、1 引火性ガス(エアゾール)																													
	国内消防法 危険物分類		第4類 第1石油類(60001)																													
性状	外観等	黄白色液体(原液)	沸点	データなし																												
	比重	0.90	初留点	データなし																												
	引火点	208℃	発火点	データなし																												
組成・成分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成分名/化学名</th> <th>含有量(%)</th> <th>C A S</th> <th>化審法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱油</td> <td>10~20</td> <td>72623-86-0</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>イソヘキサン</td> <td>25~35</td> <td>101316-67-0</td> <td>(2)-6</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン</td> <td>1.2</td> <td>110-54-3</td> <td>(2)-6</td> </tr> <tr> <td>n-ブタン</td> <td>20~30</td> <td>106-97-8</td> <td>(2)-4</td> </tr> <tr> <td>プロパン</td> <td>10~20</td> <td>74-98-6</td> <td>(2)-3</td> </tr> <tr> <td>イソブタン</td> <td>1~10</td> <td>75-28-5</td> <td>(2)-4</td> </tr> </tbody> </table>				成分名/化学名	含有量(%)	C A S	化審法	鉱油	10~20	72623-86-0	-----	イソヘキサン	25~35	101316-67-0	(2)-6	n-ヘキサン	1.2	110-54-3	(2)-6	n-ブタン	20~30	106-97-8	(2)-4	プロパン	10~20	74-98-6	(2)-3	イソブタン	1~10	75-28-5	(2)-4
	成分名/化学名	含有量(%)	C A S	化審法																												
	鉱油	10~20	72623-86-0	-----																												
	イソヘキサン	25~35	101316-67-0	(2)-6																												
	n-ヘキサン	1.2	110-54-3	(2)-6																												
	n-ブタン	20~30	106-97-8	(2)-4																												
	プロパン	10~20	74-98-6	(2)-3																												
イソブタン	1~10	75-28-5	(2)-4																													
備考	本製品は輸出貿易管理令別表第1の1項から15項について該当致しません。																															
	別表第1の16項には該当します。																															
	また、輸出貿易管理令別表第2の1項から45項について該当致しません。																															